

【業界動向】

2019 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (省エネ型浄化槽システム導入推進事業)について

一般社団法人 全国浄化槽団体連合会

1. 一般社団法人 全国浄化槽団体連合会について

一般社団法人全国浄化槽団体連合会(以下、「当連合会」といいます。)は、浄化槽関係事業5種(製造・設置工事・保守点検・清掃・検査)に従事する全国の事業者が一体となった国内唯一の団体であり、47都道府県に各1団体の正会員と17の特別会員団体(全て浄化槽指定検査機関)によって構成されています。正会員の傘下会員企業は約11,000社に上り、この数は全国浄化槽関係事業者数のおよそ22%に相当します。

当連合会は1977年(法人認可は1979年)に、水環境と生活環境の保全、そして公衆衛生の向上に寄与する浄化槽の普及促進と啓発を目的として成立され、1985年の浄化槽法制定や、今年(2019年)6月に可決・公布された同法改正に際しても積極的な役割を果たすなど、当時から今日に至るまで活動を継続しています。

近年は浄化槽分野における「省エネ」や二酸化炭素排出量の削減に注目し、2017年度・2018年度に環境省が実施する「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」の執行団体として、地方公共団体や民間の事業者が実施する「省エネ型大型浄化槽システム導入推進事業」・「省エネ型中・大型浄化槽システム導入推進事業」に対して(間接)補助金を交付する等の活動を行っております。

2. 浄化槽分野における二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金について

近年では我が国のみならず世界の様々な地域で極端な気象や、それに伴う自然災害などが発生し、地球温暖化との関連も取り沙汰されておりますが、この地球温暖化に関して我が国はパリ協定の枠組みにおいて2030年までに2013年比26%の削減を約束しています。

これを踏まえ、環境省はエネルギー対策特別会計を利用した二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を実施し、各分野における温室効果ガスの削減を図っています。

浄化槽分野においては2017年4月から「平成29年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(省エネ型大型浄化槽システム導入推進事業)」として同種の事業が始まりました。

これは、既設大型合併処理浄化槽の処理工程におけるエネルギー起源の二酸化炭素排出量を抑制することを目的として、浄化槽に付帯する電気設備を省エネ化する事業に対して補助を行う制度であり、具体的には101人槽以上の既設合併処理浄化槽にかかるブロワやポンプ等、モーターを用いた電動機器を更新する事業について、その事業費の2分の1に相当する補助金が交付されました。

当連合会が環境省の審査によって採択された執行団体として、当該補助金の交付事業を実施し、ゴルフ場やホテル旅館、社会福祉施設、鉄道などの様々な業界団体に本補助金の活用をご検討いただくようPR活動を行いました結果、2017年度は総申請件数176件、交付実績額約1.8億円(補助金総予算額10億円)、二酸化炭素削減量458t-CO₂、イニシャルコストとしての費用対効果は約53,000円/t-CO₂という実績になりました。

申請件数 176 件の内訳を建築用途別で見た時に、もっとも申請が多かったのは福祉施設 (30 件以上) で、それに続いて宿泊施設、集合住宅、商業施設から 20 件以上の申請がありました。また、ゴルフ場や観光施設、学校教育施設からもそれぞれ 10 件以上の申請が寄せられました (詳細は図 1 参照)。

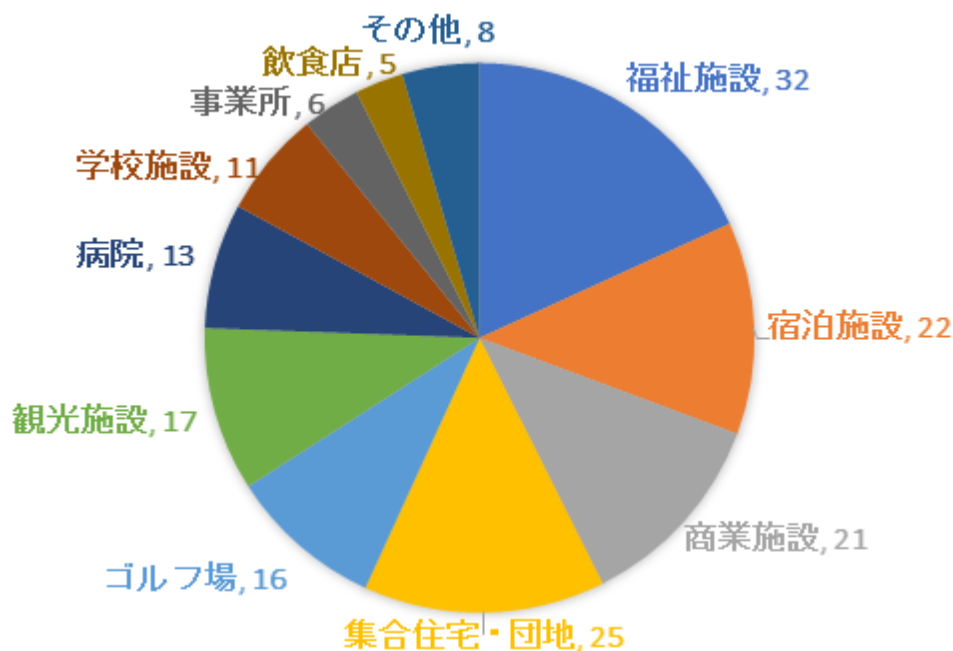


図 1 省エネ型大型浄化槽システム導入推進事業の建築用途別申請数 (2017 年度)

全体として補助金交付実績額は予算額を大きく下回り、特に課題として挙げられましたのが全件数中 13 件と低迷した地方公共団体からの申請件数です。

勿論、地方公共団体が実施する事業については予算による制約があり、単年度の補助金は申請しづらいという状況がありますが、その一方で特に歴史の長い大型の浄化槽 (の付帯機器) を数多く所有・管理している主体も地方公共団体であるという事情もあり、当連合会は各都道府県の会員団体を通じて一層の周知活動に努めました。

翌年 2018 年にも、平成 29 年度事業と同種の「平成 30 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (省エネ型中・大型浄化槽システム導入推進事業)」が実施される運びとなり、当連合会は審査の上、引き続き執行団体として採択されました。

平成 30 年度事業では、昨年度までの浄化槽に付帯する電動機器の更新事業の要件も 101 人槽以上から 51 人槽以上へと対象人槽範囲が広げられた他、101 人槽以上の旧構造基準型合併処理浄化槽を現代の省エネ型浄化槽へと更新することによって十分な省エネ効果を得られる事業についても補助対象とすることになりました。(前者を TYPE1 事業、後者を TYPE2 事業とします。)

実績としては、TYPE1 事業の申請件数が 424 件、TYPE2 事業の申請件数が 9 件 (総件数 433 件中、地方公共団体からの申請は 31 件)、合計補助金交付額は約 6.6 億円、二酸化炭素の削減量は事業全体で 1,526t-CO₂、その費用対効果はおよそ 58,000 円/t-CO₂ でした。

浄化槽が設置された施設の建築用途別に申請件数を見た場合、図 2 のようになります。

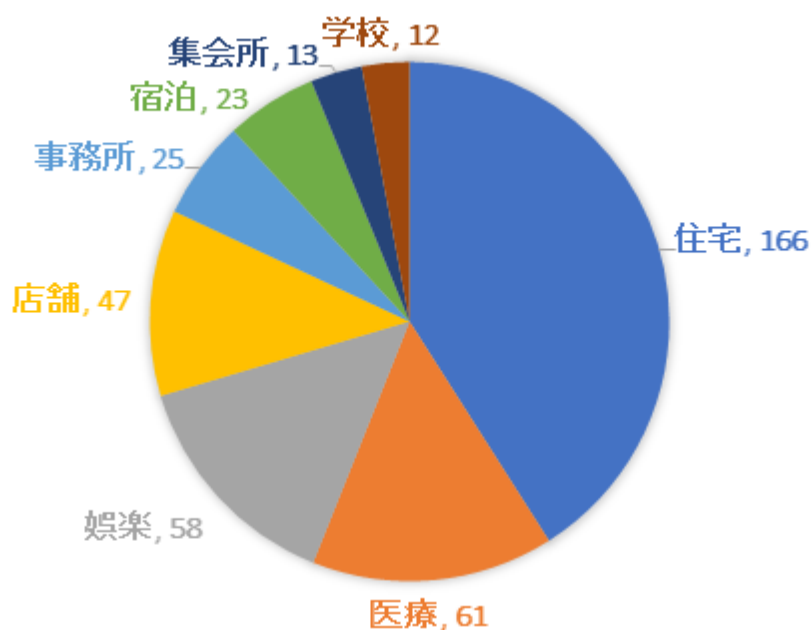


図2 省エネ型大型浄化槽システム導入推進事業の建築用途別申請数（2018年度）

平成29年度事業と比較して、申請件数は2倍以上、補助金の交付額は3倍以上の実績となりましたが、やはり予算満額とはならず、課題であった地方公共団体からの申請件数も全体に対する割合としては約7%と前年度から横ばいの状態でした。

これを受け、環境省は補助金の広報を強化すべく、周知ポスターを作成し、全国浄化槽推進市町村協議会の協力を得て、各都道府県・市町村の浄化槽行政担当者へと送付するなど、より一層の広報活動を行い、次年度以降の浄化槽分野における「省エネ」補助金が実施された場合に今まで以上の活用を見込めるよう備えました。

3. 2019年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(省エネ型浄化槽システム導入推進事業)について

浄化槽分野における3度目の温室効果ガス削減のための補助金として、「2019年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(省エネ型浄化槽システム導入推進事業)」が本年4月19日よりスタートしています。執行団体は一昨年度・昨年度に続いて、当連合会が審査の上、採択されました。

平成30年度事業との最大の違いは浄化槽本体の更新にかかる事業に関する大幅な対象範囲の拡大です。

付帯する電動機器の更新にかかる事業(TYPE1)については昨年度と同じく「51人槽以上の既設合併処理浄化槽」が対象となりますが、浄化槽本体の更新にかかるTYPE2事業については「101人槽以上の旧構造基準型合併処理浄化槽」から「(平成12年3月までに設置された)60人槽以上の構造基準型合併処理浄化槽」へと範囲が広がられました。

これによって、いわゆる新構造基準によって設置された浄化槽を更新する事業に対しても、(それが一定上の省エネ効果を得られるのであれば)補助対象に含めることができるようになりました。

各事業は過年度と同様、TYPE1事業であれば年間消費電力量を5%以上削減できること、TYPE2事業であれば年間消費電力量を大幅に削減できることが要件になります。

これに加えて今年度より審査基準として「費用対効果(1t-CO₂の二酸化炭素を削減するのにかかった費用)」の目標額を明示することとなりました。

具体的な金額としては、TYPE1 事業の目標額は 7 万円/t-CO₂、TYPE2 事業では 10 万円/t-CO₂です。費用対効果は低ければ低いほど高い評価となり、少なくとも目標額程度には収まっている必要があります。

この措置については、本補助金はもともと浄化槽の保守整備を目的とするものではなく、浄化槽に付帯する電気設備の省エネ化を通じて二酸化炭素の排出量を削減することを主眼としており、そのねらいを強調するためのものです。

また、対象範囲や要件・審査基準の変更とは別に、過年度の申請者(補助事業者)から要望の大きかった提出必要書類の見直しを行っています。

これまで、申請者の組織概要や原本証明を付した定款、経理状況証明書(貸借対照表と損益計算書)が必要でしたが、手配や代表者印の取得までが極めて煩雑であり、時間がかかってしまうとの声も大きかったため、履歴事項全部証明書と納税証明書その3の3(個人事業主の場合はその3の2、いずれも未納の税額がないことを示す国税庁の税務署が発行する書類であり、社会福祉法人や公益法人、宗教法人などで納付すべき税額が0円であったとしても発行されます。)に集約し、この二つの書類をもって申請者の実体を証していただくこととなりました。

さらに、事業にかかる費用の妥当性を確保するために費用対効果の金額を明確に打ち出したことによって、購入する各機器のいわゆる標準価格を示すメーカー資料の添付・提出は不要となりました。

交付される補助金の額については従来同様です。

補助対象事業となる総事業費の2分の1(より正確を期すのであれば、総事業費を2分の1した額から1,000円未満を切り捨てた額)が交付金額になります。消費税及び地方消費税相当額が補助金額に含まれない点も昨年度から変わりありません。今年度は申請受付期間中に消費税率が変更となるため、申請に当たっては特にご留意ください。

補助対象事業と認められる工事は、あくまで省エネ化に資する機器の更新に関わるもののみとなります。劣化したマンホール(チェッカープレート)や配管類の修繕、既設機器の廃棄処分に係る費用は対象外です。特にTYPE2 事業に関しては事業間の公平性を保つために標準工事として概ねどのような現場においても行われる工事のみを対象として限定しています。具体的にTYPE2 事業の補助対象として認められる工事は、仮設工事・掘削工事・基礎工事・据付工事・埋戻工事・上部スラブ工事・(二次側配管)設備工事・(二次側)電気工事になります。山留工事や水替工事、支柱工事、擁壁工事、既設浄化槽の撤去・廃棄処分にかかる費用は対象外です。

本補助金を申請できる者は、事業者が地方公共団体や国の機関、民間事業者、個人事業主などであり、日本国内の浄化槽所有者・管理者であって必要書類の全てを提出することができる者であれば基本的に申請可能であるとお考え下さい。

但し、補助金を交付された事業者は事業完了後に、その後3年度にわたって年度ごとの二酸化炭素削減量(を計算した書類)と浄化槽法第11条検査報告書を毎年4月中に提出する義務が生じますので、それを必ず遂行できることが条件となります。

特に、本補助金は浄化槽を長期的に運用していく中での省エネ化を趣旨としているものであり、所有する財産(施設)の価値・効用を増大させるためのものではないため、数年内に浄化槽を含む施設の売却を予定している事業者の場合は申請に際して検討の余地が残されます。

今年度補助金は本年4月19日から申請の受付を開始しており、7月末までにTYPE1事業については87件、TYPE2事業については19件の申請が寄せられており、既に昨年度補助金と比較してTYPE2事業の件数は倍増しています。

申請受付の締め切りはTYPE1事業に関しては11月29日です。昨年度補助金を実施した際には10月31日を締め切りといたしましたが、ご要望が多かったため約1か月の延長を行いました。但し、この場合でも機器の納期などをあらかじめ考慮した上で申請するようご注意ください。(昨年度は機器の納期が遅れたことによって完了報告書提出の締め切りまでに事業が完了できなかったために申請取り下げとなったケースが多々ありました。)

また、TYPE2事業の締め切りは10月31日となっております。特に浄化槽本体に関しては納品までに時間を要するものですのでスケジューリングに際しては十分ご注意ください。

また、今年度補助金制度の実施に合わせて、事業の概要や申請書類の記入方法を説明した動画をYOUTUBEにて公開しています。

(・補助金の概要：https://www.youtube.com/watch?v=qdntPsw_AuE)

(・申請の記入法：<https://www.youtube.com/watch?v=gLgAQX6Z1wY>)

皆様からのご応募をお待ちしております。